平成２４年（フ）第１８号
函館市美原４丁目37番11号
債務者　松浦　和也
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
函館市富岡町２丁目39番１号
債務者　宮原　伸吾
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
岩手県花巻市大通り２丁目７番10号
債務者　小友　英輝
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４９７号
静岡県浜松市東区市野町526番地　鷺の宮団地松２―301号
債務者　宮田　康男
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８１７９号
大阪府東大阪市加納３丁目９番13―104号、前住所大阪府大東市三箇６丁目22番11号
債務者　萩　　大助
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１９５号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番６―201号
債務者　藤元　　舞
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４９５号
大阪府摂津市新在家２丁目28番28号、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―104号
債務者　加藤　恭一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５８０号
大阪市北区長柄西１―１―28　大淀寮、住民票上の住所兵庫県尼崎市七松町１丁目15番12号
債務者　榎　　秋夫
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６６１号
大阪市城東区成育４丁目29番19号　エスポワール関目405号
債務者　宮城　美歌（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８６号
大阪市都島区都島南通２丁目１番京橋グリーンハイツ１号棟―510、住民票上の住所大阪府枚方市山之上２丁目10番５号
債務者　高山　寅鐘
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９２号
大阪市福島区海老江７丁目３番16号　パレス都９Ａ
債務者　松下　尚子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６３号
大阪府東大阪市宝持４丁目１番６号
債務者　玉置　幸治
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８号
大阪府東大阪市花園本町２丁目15番22号201号、前住所大阪府八尾市上尾町３丁目59番地の６
債務者　北川　衣梨
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９号
大阪市淀川区宮原５丁目９番26号、前住所大阪市東淀川区東中島４丁目１番29号
債務者　桑原麻衣子（旧姓玉浦）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２号
大阪府門真市東江端町13番20―205号、前住所大阪府寝屋川市葛原新町１番２号
債務者　大石　優希
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３号
大阪市住吉区大領５丁目７番８号　ポニーハイツ103号、前住所大阪市住吉区万代２丁目７番１号　前田方
債務者　岩井美愛子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７号
大阪市平野区喜連５丁目６番７号
債務者　尾谷　和美（旧姓柿山）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部